

小児の救急室受診について

国の方針で、当院通院中ではない緊急性がない方が紹介状をもたずに当院を受診した場合、24時間 土日休日かかわらず「選定療養費として 7000円徴収」せざるを得なくなりました。

緊急性がない場合は、日中かかりつけ医の受診をお願いします

ただし、 以下の場合は迷わず受診してください

- 1) 生後3か月未満
- 2) 息苦しい場合 咳で眠れない、夜間 咳で何度も目が覚める場合
- 3) 呼吸の仕方がおかしいと感じる場合、呼吸が異常に早い場合や異常に遅い場合
- 4) けいれんや意識状態が悪い（反応がない、視線があわないなど）場合
- 5) アナフィラキシーが疑われる場合
- 6) 顔色が悪い場合
- 7) ぐったりして元気がない場合
- 8) 少量ずつ飲まそうとしても、水分を6～7時間以上ほとんどとれずにいる場合
- 9) 嘔吐が始まってから、6～7時間たっても収まる様子がない場合
- 10) 半日以上 排尿がない場合
- 11) 腹痛のため眠れない場合
- 12) 免疫抑制剤内服中や心疾患があるなどで、感染症にとくに注意が必要な場合
- 13) ボタン電池、磁石、とがったもの、薬品などを誤飲した場合
- 14) 頭部のけがで、嘔吐があったり、異常に長く眠っていたりする場合
- 15) その他 普段と比べ、明らかに様子がおかしいと感じる場合



2022.12.12